

ワーキンググループ 主な意見とその方策について

主な意見

○教育の質の担保等について

(新規の指定申請に対する審査について)

- ・ 設立趣旨等から見直し、それが本当に公共性のあるものなのかというところをチェックしてはどうか。
- ・ 地域のニーズに合った教育であるか、教育目標が明確かなどを審査するといいいのではないか。
- ・ 教員の配置数や夜間課程開設などについて、しっかりと中身も精査してもらえるようになるといい。
- ・ プライドを持ってキャリアを積むという目標を持った学校としてほしい。

(養成所の運営について)

- ・ 看護の質を担保していくためにも、受け入れる看護学校等が、いかに教育していくかにかかっている。
- ・ 教員の配置の確保も教育の質の保証になる。
- ・ ICT、情報機器の使い方にもたけた人が准看護師として活躍するようになるなど、他分野・領域での活躍も期待できるのではないか。
- ・ 実習については、病院とのバランスを考えた上で、多様な医療・福祉機関での看護や地域における看護を学ぶ内容を含めて実習施設を確保してほしい。
- ・ 准看護師の資格が、介護福祉士など福祉系や他の資格のベースになるような共通した教育内容としてもいいのではないか。

○プライドを持ってキャリアを積み重ねるための支援について

- ・ 看護補助者として就職後、奨学金制度を利用して准看護師になるなど、奨学金制度は看護職の入り口となっている。
- ・ 准看護師養所を卒業後、そのまま進学する者もいるが、期間をおいてから通信の方へ進学する学生が増加傾向にある。
- ・ ジェネラリストとして長く働き、仕事ができる優秀な人材も多い。実際に現場を回す大きな力となっている。
- ・ 准看護師の有資格者がプライドを持って働き、キャリアを積めるようにするといいいのではないか。

ワーキンググループ 主な意見とその方策について

具体的な方策

□教育の質の担保

○新規指定に係る指定申請に関する指導要領・運営に関する指導要領の改正(一部)

- ・申請書類では、設置目的・公益的意義について地域の看護師等養成状況、東京都保健医療計画及び介護保険事業支援計画等からの必要性を審査
- ・実習の質担保の観点から、実習施設が同時に受け入れることのできる学生数について、一つの看護単位で同時に10名以上受け入れる場合には実習における指導体制も審査
- ・教育計画については、夜間等で修業年限2年などの学生に不利益が生じる計画でないこと、健康面も含めて学生が学びやすい環境であることを指定規則や指導要領等に則り審査
- ・教育の質担保の観点から、准看護師養成所の専任教員の人数の他、専門分野（基礎、成人、老年、小児、母性、精神）ごとの配置や1人当たりの授業時間数を確認した上で指導・助言
- ・新たに策定された「准看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標」も含めて改正の内容に則った教育内容であることを確認し、指導・助言

○学習環境の整備

- ・看護師等養成所施設整備事業及び看護師等養成所運営費補助事業を継続し、教育の質を担保する学習環境の整備の支援

□キャリアを積み重ねるための支援

- ・看護師等修学資金貸与制度及び質の向上を図る研修の充実

<資料>

⇒資料2
東京都看護師等養成所の指定申請等に関する指導要領 改正案
8p
25p 32p 38p

⇒資料3
准看護師の夜間コース設定について

⇒資料4
准看護師養成所の専任教員の確保について

⇒資料5
東京都看護師等養成所の運営に関する指導要領 改正案
5・6p
26p
52p